

- 2 交通ルールを守りましょう
- 3 定期的に健診を受けましょう
- 4 9月は健康増進普及月間
- 6・7 近鉄奈良線の高架化が完成

発行：東大阪市長公室広報広聴室広報課 〒577-8521 東大阪市荒北1丁目1番1号  
電話 06(4309)3000 FAX 06(4309)3821

人口 504,198人 世帯数 220,960世帯(平成26年8月1日現在)  
市ウェブサイト <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>  
市公式フェイスブック <https://www.facebook.com/higashiosaka.city>

近鉄

若江岩田駅・河内花園駅・東花園駅が高架化

9月21日から運行開始



平成15年から行っていた近鉄奈良線の若江岩田駅、河内花園駅、東花園駅の高架化工事が完成し、奈良方面行きに続き9月21日(日)の始発電車から大阪難波方面行きも高架上での運行をスタートします。

※6・7面へ続く。



本市の  
さらなる発展へ



市長 野田義和

このたび、東大阪市民の悲願である近鉄奈良線の高架化が実現し、9月21日(日)から運行をスタートすることを大変喜ばしく思います。

近鉄奈良線は、開業当初から東大阪市民の重要な交通機関として、本市の発展にも大きく寄与し、本市になくてはならないものです。

高架化されることにより、渋滞や踏切事故が解消されるとともに分断されていた地域も一体となり、市全体のさらなる発展につながることを期待しています。

関連工事などが今後も継続して行われますが、周辺にお住まいの市民の皆さまには、引き続きご理解と協力をお願いします。

# 交通ルールを守りましょう

## 9月は自転車マナーアップ強化月間

自転車は環境にやさしく便利な乗り物です。しかし、最近では自転車のマナーの悪さによる事故が多発しています。

まちの安全と景観を保つためマナーアップに努めましょう。

近年、自転車の二人乗りや並進、信号無視、走行中の携帯電話の使用など、マナーの悪さが問題になっています。

市では、毎月8日を「自転車マナーデー」として、布施・河内・枚岡警察署や自治協議会、放置自転車防止対策推進協議会などと連携し、自転車マナーの向上に取り組んでいます。

自転車に乗るときは、「飲酒運転や二人乗りをしない」「信号や一時停止などの交通ルールを守る」「歩行者の横を通過するときは減速し、十分な距離をとる」などの交通ルールを守り、マナーアップに努めましょう。

また、保険や共済に加入し、年に一度は整備点検を受けましょう。自転車安全整備店で点検を受けると、一年間有効な賠償責任・傷害保険がついている「TSマーク」を貼つてもらえます。

### なくそう放置自転車

駅前などに放置された自転車やミニバイクは、まちの景観を悪くし、歩行者や緊急車両などの通行の妨げにもなります。

市では、放置自転車はなくすため、自転車駐車場の設置や指導員による啓発などに取り組んでいます。

駅を利用するときや、自転車を駐車するとき、自転車駐車場をご利用ください。なお、駅周辺の駐車場など、わしくは市ウェブサイトをご覧ください。

### 9月21日～30日 秋の全国交通安全運動

「知らせよう 早めの

ライト あなたから」許しません 飲酒運転 許す人をスローガンに、9月21日から30日までの秋の全国交通安全運動期間中は特にこのことを啓発します。

▽運動の基本 2子どもと高齢者の交通事故防止 ▽全国重点 2夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止 2すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 2飲酒運転の根絶 ▽大阪重点 2高齢者の自転車事故防止

安全講習会を兼ねた交通安全市民大会を行います。

9月24日(木)14時～16時 所文化会館 ※車での来場はご遠慮ください。

▽布施警察署交通課 06(6727)1234、R06(6727)277578 ▽河内警察署交通課 072(965)1234、R072(965)4823 ▽枚岡警察署交通課 072(987)1234、R072(987)1234、R072(987)81)0377

ご参加ください 交通安全市民大会 大阪府警察音楽隊による吹奏楽演奏、交通

交通対策室 06(4309)3223、R06(4309)3836

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

### 振込みを開始しています

現在市では、返送のありました臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金申請書の審査、振込作業を進めています。

臨時福祉給付金は8月7日から、子育て世帯臨時特例給付金は8月13日から振込みを開始し、今後の振込予定日は、9月17日(木)、9月26日(金)、10月1日(木)で、以降週一回の振込みを予定しています。

なお、今回の給付金は1人1回限りの支給となります。

本人確認書類や、預金通帳などの口座確認書類の写しの同封が漏れている場合は、申請書を返送しています。必要書類を同封のうえ、返信用封筒で速やかに再提出してください。

振込みが遅れる原因にもなりますので、申請の際は、再度同封書類などの確認をお願いします。

現在、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金合わせて約8万件の申請があり、約6万件の振込みを完了

返信用封筒で速やかに再提出してください。

振込みが遅れる原因にもなりますので、申請の際は、再度同封書類などの確認をお願いします。

現在、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金合わせて約8万件の申請があり、約6万件の振込みを完了

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の加算措置対象者

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の加算措置対象者

## 意見募集

### 住工共生のまちづくり条例 実施状況を公表し施策の充実へ

市では、市民の良好な住環境とモノづくり企業の就業環境を保全創出し住工共生のまち

を実現していくため、平成25年4月に住工共生のまちづくり条例を施行しました。これまでに市内すべての工業地域と準工業地域の一部をモノづくり推進地域に指定するなどの施策を進めています。

このたび条例に基づき今年度の実施状況を公表し、施策の充実のため広く市民やモノづくりの企業などから意見を募集します。

施策の実施状況は、9月24日(木)から市ウェブサイトまたはモノづくり支援室(土・日曜日、祝日を除く9時～17時30分)でご覧になります。

提出先・〒578-0852 市役所七つづくり支援室 06(4309)3177、R06(4309)3846、ty.higashiosaka.jp

## パブリックコメント

### 意見を募集します

#### 「用途地域等に関する指定方針」「景観計画」

市では現在「用途地域等に関する指定方針」「および景観計画」を作成しています。このたび、素案がまとまりましたので、意見を募集します。

素案は、9月16日(火)から市ウェブサイトのパブリックコメント(意見募集)または都市づくり課および市政情報相談課(土

・日曜日、祝日を除く9時～17時30分)でご覧になります。

提出先・〒578-0852 市役所都市づくり課 06(4309)3213、R06(4309)3831、ty.higashiosaka.jp





## 健康的な生活習慣を

# 延ばそう！“健康寿命”

### 9月は健康増進普及月間

健康寿命とは、一生のうちで日常生活が制限されることなく元気に生活できる期間をいいます。平均寿命と健康寿命の差が不健康な期間で、その差が男性では約9年、女性では約12年もありその間、日常生活が制限されたり何らかの介護が必要になったりしています。この不健康な期間が、大阪府の男女は全国平均と比べて長いということがわかっています。介護が必要となる原因は、脳血管疾患をはじめとする生活習慣病が3割を占め、認知症や加齢に伴う衰弱、関節疾患や骨折で5割を占めています。健康寿命を延ばすため

#### 健康寿命を延ばすための生活習慣を見直そう

【毎日10分の運動をしよう】

好きな音楽を聴いていれば時間がたつのもあっという間です。ポツポツ3曲分(10分程度)歩くと、約1000歩になります。【プラス70gの野菜を食べよう】

厚生労働省の推奨する1日の野菜摂取量は350gです。日本人は毎日約280gの野菜を食べているという報告がありますので、あと70gの摂取をめざしましょう。

#### 【禁煙をしよう】

たばこには多くの有害物質が含まれていますが、それらは体内に蓄積され肌や体内年齢、若々しさに悪影響をおよぼします。今からでも遅くありません。ぜひ禁煙をしましょう。

#### 【特定健診とがん検診で健康チェック】

健康診断を受けたのはもう4、5年前という人はありませんか。

年齢を重ねると体は変化していきます。ぜひ、定期的に受診するようにしましょう。国保の特定健診については医療保険室保険管理課、がん検診については健康づくり課までお問合せください。

#### ◇ 問▽健康づくり課 ◇

072(960)3802、FAX072(960)3809 △特定健診について▽医療保険室保険管理課 06(4309)3051、FAX06(4309)3805

## 9月は食生活改善普及運動月間

### 野菜を1日350g食べて

## 生活習慣病を予防しよう

生活習慣病を予防し、健康を維持していくために、1日350gの野菜を食べ、朝食をしっかりと摂るようにしましょう。

#### プラス70gの野菜を

日本人は、あと70gプラスすることで野菜の摂取量が推奨量の350gになります。トマトなら半分、野菜炒めなら半皿分が70gにあたり

ます。

プラスするコツは夕食ではなく、朝食や昼食で摂ることです。栄養バランスもよくなり、理想的な食生活になります。

#### 【野菜をプラスするコツ】

▽忙しいときはレンジでチン。野菜そのものの味や食感も変化し食べやすくなります。▽スープや煮物にすると、か

さが減るので食べやすくなります。▽外食では単品ではなく、定食を選ぶ。▽時間がないときは野菜ジュースも活用する

#### 毎週の習慣が大事 朝食を食べよう

朝食は「これから1日のエネルギー」になります。1日を過ごすために朝食を食べる習慣をつけましょう。

【朝食を食べるコツ】  
▽いつもより10分早起きする。▽おにぎりはちよつとした時間があれば食べられ、手作りだと具も楽しむことができます。▽外食では単品ではなく、定食を選ぶ。▽時間がないときは野菜ジュースも活用する

#### 食育のつどい

伝統食を伝えるのは今でしょ！自分自身の食生活を見直す機会に、ぜひご参加ください。



「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、調理実習などを通じて食育や伝統料理を広める「ヘルスメイト」(市民ボランティア、現在140人)が市内各地で活躍しています

時10月7日(火)10時30分～14時  
※コーナーごとに開始時間が異なります。試食コーナーは11時30分～13時。所くすのきプラザ(若江岩田駅前)

定試食は200人(当日先着順)  
内▽試食コーナー大根めし、小松菜とリンゴの黒ゴマ和

え、いもきんとん▽体験コーナー▽薄味に慣れよう、野菜の啓発、食育ゲーム▽運動コーナー▽体力測定、血管脈波測定、体組成測定、河内音頭など

#### ◇ 問健康づくり課 ◇

072(960)3802、FAX072(960)3809

### 教えて！西葛院長

## 総合病院ってどんなところ？



市立総合病院の機能や取組みを西葛院長が定期的に紹介します。

#### 救急車の適正利用を

市立総合病院は、地域の中核病院として入院や手術が必要な2次救急の患者さんに対する医療を重点的に行っていく役割



割を担っています。しかし実際は、比較的軽度で入院などが不要な1次救急とよばれる患者さんが全体の約90%を占めており、2次救急の患者さんへの対応が充分にできない状況にあります。

当院が平成25年度中に救急搬送を受けた件数は3470件、そのうち入院をされた件数は833件で、75%が入院を必要としない軽症者でした。救急車を呼ぶべきかどうか判断に困った場合などは「救急安心センターおおさか」(#7119または0665827119)を活用してください。医師や看護師などが24時間365日救急相談に応じます。ただし、緊急時には迷わず119番に連絡してください。

救急車は、病気がけが、交通事故など緊急に病院で診察や治療を受けなければ生命に危険がおよぶ重症傷病者のために備えられています。そのため、緊急性がない救急要請が増える重症傷病者への対応が遅れ、命の危機を招く恐れがあります。緊急を要する方のために、救急車の適正な利用をお願いします。

#### 問市立総合病院総務課

06(678)2194

# 保健所・センターだより

東保健センター：TEL 072(982)2603 FAX 072(986)2135

中保健センター：TEL 072(965)6411 FAX 072(966)6527

西保健センター：TEL 06(6788)0085 FAX 06(6788)2916

健康づくり課：TEL 072(960)3802 FAX 072(960)3809

※番号を確認のうえ、かけ間違いのないようお願いいたします。車での来場はご遠慮ください。

## 肺がん・結核エックス線検診

【場所】10月1日(水)9時20分～10時30分、14日(木)13時～14時10分＝中保健センター ▶3日(金)9時30分から・10時15分から、8日(木)13時15分から・14時から＝東保健センター ▶7日(水)9時10分から・10時から＝西保健センター 【対象】肺がん検診＝市内在住の40歳以上の方 ▶結核検診＝市内在住の65歳以上の方 【定員】各日40人(申込先着順) 【電話または直接】

【東・中・西保健センター】

## 高齢者が対象 インフルエンザ予防接種

10月1日から高齢者のインフルエンザ予防接種を市内の接種取扱医療機関で実施します。

予約が必要な医療機関もありますので、事前に確認してください。接種取扱医療機関は市ウェブサイトをご覧ください。【電話または直接】10月1日～来年1月31日 【対象】65歳以上の方、60歳から64歳までで心臓・腎臓・呼吸器などに日常生活が極度に制限される程度の障害(身体障害者手帳1級程度)がある方 【料金】1,000円 ※生活保護受給者は福祉事務所が発行する確認書を持参すると無料。【健康保険証など年齢を確認できるもの】

【健康づくり課】▶東・中・西保健センター

## やまぶみ会会員を募集

月3回、水曜日に生駒山系を中心にウォーキングを行います。【場所】9月17日(木)10時～12時30分 【市内在住の50歳以上の方】 【料金】1,100円(6か月分) 【開催日に料金を持って直接】 【西保健センター】

## マタニティ歯科健康相談

【場所】10月3日(金)＝西保健センター ▶23日(木)＝東保健センター ※時間は申込時に伝えます。【妊娠20週以降の妊婦】 【各15人(申込先着順)】 【母子健康手帳】 【各実施日の前日までに電話で】

【東・中・西保健センター】

## 家族でマタニティ教室

【場所】10月17日(金)13時30分～16時 【市内在住の妊婦とそのパートナー・祖父母など】 【12組(申込先着順)】 【家族による赤ちゃんのお風呂体験、赤ちゃんとの生活】 【母子健康手帳】 【10月16日(木)までに電話で】

【西保健センター】

## マタニティクッキング

【場所】10月8日(木)＝東保健センター ▶28日(木)＝中保健センター ☆いずれも13時30分～16時 【妊娠20週以降の妊婦】 【マタニティ期の栄養、料理テクニック】 【母子健康手帳】 【各開催日の前日までに電話で】

【東・中保健センター】

## 予防接種の前に確かめましょう

## 夜間風しん抗体検査を実施

風しんは妊娠中、特に妊娠初期の女性が感染すると、生まれてくる子どもが心疾患、白内障、聴力障害など「先天性風しん症候群」になる可能性が高くなります。風しんの予防には、ワクチンの接種が有効です。

そこで、保健所健康づくり課では十分な免疫があるかどうかを調べる風しん抗体検査を夜間に実施します(無料)。予防接種の前に、対象者の条件などを確認のうえ検査を受けてください。

【場所】10月2日(木)18時～19時30分

【対象】本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する昭和40年4月2日～平成8年4月1日生まれの女性(妊娠中の方を除く) ②上記①の配偶者またはパートナーで、平成8年4月1日以前生まれの男性 ③風し

んの抗体価が低い妊娠中の女性の配偶者またはパートナーで、平成8年4月1日以前生まれの男性 ※ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、風しんの予防接種を受けたことがある方、風しんにかかったことが明らかの方を除く。①のうち過去に妊娠経験があり、妊婦健診の受診歴がある方およびその配偶者またはパートナーは対象外。「パートナー」とは、事実上婚姻関係と同様の事情にある同居の方をいいます。「風しんの抗体価が低い」とは、抗体検査の結果がH I法で16倍以下、E I A法で8.0未満のことをいいます。【定員】50人(申込先着順) 【年齢・住所が確認できるもの】 ③の対象者については抗体価が低いことがわかるもの 【電話で】

【保健所健康づくり課】

## 秋の行楽シーズンが到来

## 食中毒にご注意を



### 【その他】

▶調理前や食事前には手を洗う  
▶調理後はなるべく早く食べ、食べ残しを持ち帰って食べない ▶わき水はそのまま飲まない

### 毒キノコ「カエンタケ」にご注意を!!



生駒山系で毒キノコ(カエンタケ・写真)の発生が確認されています。このキノコを誤食すると重篤な症状を引き起こします。また、食べなくても、手で触るだけで皮膚炎を引き起こすため注意が必要です。見知らぬキノコにはむやみに触れないようにしましょう。くわしくは市ウェブサイトをご覧ください。

◇

◇

【食品衛生課】072(960)3803、FAX 072(960)3807

## マタニティクラス

【場所】10月1日(木)＝東保健センター／赤ちゃんとの絆編 ▶10日(金)＝西保健センター／お産編 ▶21日(木)＝中保健センター／お産編 ☆いずれも13時30分～16時 【妊娠20週以降の妊婦】 【母子健康手帳】 【各開催日の前日までに電話で】

【東・中・西保健センター】

## ふたごの教室

【場所】10月8日(木)9時45分～13時＝中保健センター／クッキング～簡単ランチメニュー ※材料費が必要。▶17日(金)10時～11時＝東保健センター／冬物リサイクル、体を動かそう ▶22日(木)9時45分～11時30分＝西保健センター／子どもといっしょに手作りおもちゃ 【市内在住のふたご、みつごを妊娠・出産している方とその子ども】 【各開催日の前日までに電話で】

【東・中・西保健センター】

## 井戸の適正管理を

家庭用の井戸は、浅いものが多いため汚染を受けやすく、消毒もされていないため、安全とは限りません。井戸水を飲用している家庭では、次のことに気をつけましょう。▶生水の飲用を避け、煮沸してから飲む ▶井戸や周辺に人や動物が入らないようにする ▶毎日、色・濁り・におい・味などを確認する ▶年1回以上は水質検査(有料)を受ける ▶水質に異常がある場合は相談する

【環境業務課】072(960)3804、FAX 072(960)3807

## 2歳児歯科健康相談

【場所】10月16日(木)＝西保健センター ▶20日(木)＝東保健センター ▶28日(木)＝中保健センター ※時間は申込時に伝えます。【市内在住の平成24年10月生まれの幼児】 【各30人(申込先着順)】 【母子健康手帳】 【各実施日の前日までに電話で】

【東・中・西保健センター】

## 犬・猫の譲渡会

### 飼いたい方をお待ちしています

動物指導センターでは、譲渡適性のある犬や猫を飼いたい方へ譲渡しています。ぜひお申込みください。

【場所】10月5日(日)10時～13時 【次のすべてに該当する方】 ▶営利や他人への譲渡を目的としない ▶家族全員の賛同を得ており愛情と責任をもって適正に終生飼養ができる ▶動物の飼養が認められている住宅に住んでいる ▶現在犬・猫を飼養していない(飼養している場合は面談などにより認める場合あり) ▶申請書にある誓約内容に同意・誓約できる

【住所・氏名が確認できる運転免許証などの公的機関発行の証明書、集合住宅もしくは賃貸住宅に居住の場合は動物の飼養を認めることを証明する書類 ※自宅の調査などが必要となるため、犬・猫の引渡しは後日になります。ただし、事前に申請手続きが完了している方は当日の引渡しができます。なお、当日は犬・猫を譲りたい方の申請受付はありません。

【動物指導センター(水走3-12-32)】072(963)6211、FAX 072(963)1644

## 喜びの声



### 子育て中の人にもやさしいですね

河内花園駅の西側に位置する市立岩田保育園に子どもを預けるため毎日踏切を利用している梅本路代さんは、「子どもが乗っているベビーカーの車輪が線路のすき間に落ちたり、踏切で足止めされたりすることがあり、不便を感じていました。高架化されて踏切がなくなるととてもうれしいですね」と笑顔で話していました。

### 便利になりますね!!

通学や外出時などに東花園駅西側の踏切を利用している府立花園高校2年生の楠侑真さん(左)と吉田賢大さん(右)は、「長い時には、2分〜3分くらい待ったこともあります。踏切の中も狭くて自転車同士がぶつかりそうになることもよくありました。高架化されて踏切がなくなると便利になりますね」とうれしそうに話していました。



### 駅前整備にも期待

若江岩田商店街連合会の北澤壮夫会長は、「踏切がなくなると南北に分断されていた商店街がつながり、お客さんの移動もスムーズになって商店街にもいい影響が出ると思います。10月末には関連のイベントを予定していますので、ぜひ多くの方にお越しいただきたいですね。今後の駅前整備にも大きな期待をしています」と商店街の活性化へ期待を寄せていました。



# 市民の悲願 半世紀を経て実現



このほど高架化が完成した若江岩田駅、河内花園駅、東花園駅(右から)



近鉄奈良線の高架化へ向けた動きは、東大阪市合併前の昭和39年まで遡ります。近鉄奈良線は、大阪上本町と奈良とを結ぶ公共交通機関として、大正3年に開業しました。開業後は、東大阪市民の重要な交通機関の一つとして、本市の発展に大きく貢献してきました。

しかし、当時は平面軌道で市街地を通過しており、踏切またはその周辺に大きな影響を及ぼしていました。また、市民による「東大阪近鉄線高架促進協

### 長年の夢 東大阪地域の発展へ

近鉄奈良線の高架化へ向けた動きは、東大阪市民合前の昭和39年まで遡ります。近鉄奈良線は、大阪上本町と奈良とを結ぶ公共交通機関として、大正3年に開業しました。開業後は、東大阪市民の重要な交通機関の一つとして、本市の発展に大きく貢献してきました。

また、市民による「東大阪近鉄線高架促進協

力会」も結成され、協力会を中心に行われた署名運動では、39万人を超える署名が集まり、市民の高架化への願いの大きさが明らかにになりました。さらに、同盟会に参加する各市の市議会において「東大阪近鉄線高架促進要望決議」が採択されるなど、高架化へ向けた機

東大阪と大阪府、近畿日本鉄道(株)が行ってきた近鉄奈良線連続立体交差事業の高架化工事がこのたび完成し、9月21日(日)から高架上での運行をスタートします。

これにより、東大阪市内を横断する近鉄奈良線の布施駅から東花園駅までの7駅が高架上での運行となり、近く踏切なども撤去されることになります。

東大阪と大阪府、近畿日本鉄道(株)が行ってきた近鉄奈良線連続立体交差事業の高架化工事がこのたび完成し、9月21日(日)から高架上での運行をスタートします。

これにより、東大阪市内を横断する近鉄奈良線の布施駅から東花園駅までの7駅が高架上での運行となり、近く踏切なども撤去されることになります。

東大阪と大阪府、近畿日本鉄道(株)が行ってきた近鉄奈良線連続立体交差事業の高架化工事がこのたび完成し、9月21日(日)から高架上での運行をスタートします。

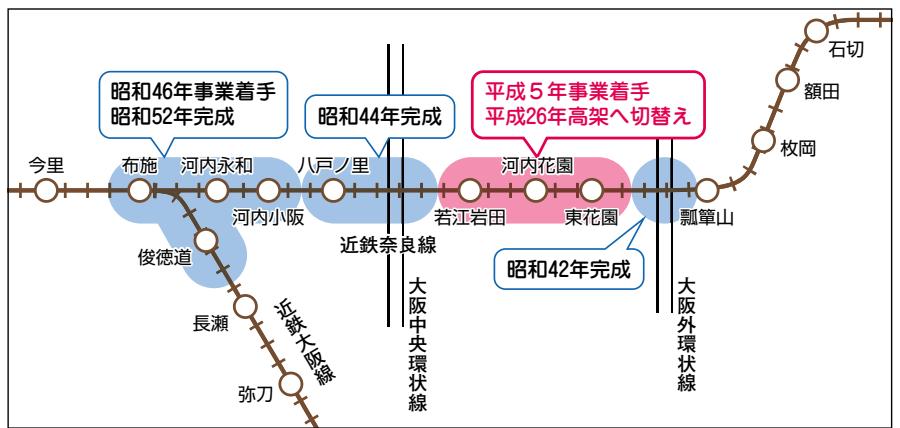
これにより、東大阪市内を横断する近鉄奈良線の布施駅から東花園駅までの7駅が高架上での運行となり、近く踏切なども撤去されることになります。

東大阪と大阪府、近畿日本鉄道(株)が行ってきた近鉄奈良線連続立体交差事業の高架化工事がこのたび完成し、9月21日(日)から高架上での運行をスタートします。

これにより、東大阪市内を横断する近鉄奈良線の布施駅から東花園駅までの7駅が高架上での運行となり、近く踏切なども撤去されることになります。

# 9月21日から高架上で運行開始

近鉄奈良線連続立体交差事業(布施駅〜東花園駅間)



運が高まっています。高架化実現へ向け、同協会では連日協議が行われ、全線を一挙に高架化することは困難と考えました。そこでまず第一目標として昭和45年に大阪で行われた万国博覧会のため造

## 昭和46年から本格化 高架化事業がスタート

昭和46年に事業着手 近鉄布施駅周辺 布施〜俊徳道駅間 布施〜河内小阪駅間

大阪線と奈良線が交わる布施駅は、通勤・通学に不可欠な交通機関として沿線に住む多くの市民に利用されている反面、踏切での危険と線路による地域の分断という不便さを市民に強いてきました。そのことから、大阪線の布施〜俊徳道駅間の2・4kmと奈良線の布施〜河内小阪駅間の2・8kmを高架化する「近鉄布施駅周辺連続立体交差事業」が、昭和46年着手され、昭和52年に完成しました。

これにより、万国博覧会関連工事としてすでに完成していた八戸ノ里駅付近から中央環状線までの高架と連続することになり、中央環状線以西の高架化が完了しました。

平成5年に事業着手 近鉄奈良線 八戸ノ里〜瓢箪山間

さらに、中央環状線の以東から外環状線までの近鉄若江岩田駅、河内花園駅、東花園駅

の高架化事業は、平成5年に事業着手され、昭和52年に完成しました。

この区間は、踏切が9か所あり、鉄道開通以来、交通渋滞と踏切事故に悩まされてきた地域です。このため、市と大阪府そして近鉄がこれらの問題の解決や分断されていた地域の一体化を図るため、3・3kmの高架化に着手し、このたび完成することになりました。

折しも、今年は近鉄奈良線が大正3年に開業してからちょうど100年目の節目の年にもあたります。昭和39年にたぐさんの市民の想いからスタートした近鉄奈良線の高架化は、50年の歳月を経て完成に至りました。開業以来、市民の重要な交通機関として、大いに市の発展にも貢献してきた近鉄奈良線が高架化により、さらに市民の利便性を向上させ、快適な生活を助けてくれます。



花園駅周辺の踏切(昭和43年)



東花園駅西側の風景(昭和43年)



布施駅南口(昭和41年)



近鉄大阪線柳通りの踏切(昭和39年)



若江岩田駅前で行われた近鉄高架化促進の署名運動(昭和39年)

## その他のつづき

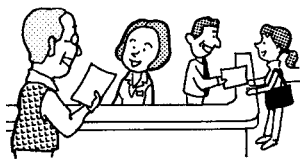
9月27日は土曜開庁日  
市役所本庁舎の一部窓口業務

第4土曜日に市役所本庁舎の一部窓口業務の開設を実施しています。手続きの際には、運転免許証やパスポートなど本人確認ができる書類をお持ちください。

他市町村や警察署への確認などが必要な場合は、取扱いができないことや手続きが完了しないことがありますので、担当課へお問合せください。

なお、土曜開庁時にも、英語、韓国・朝鮮語、中国語での通訳業務を行っています。

時 9月27日(土)9時～12時 所 市役所本庁舎2階・3階



取扱業務は次のとおりです。

## 【住民関係】

戸籍届、住民異動届、印鑑登録などの届出や住民票、印鑑証明などの各種証明書交付など

市民課 06(4309)3172、R06(4309)3804

## 【国民健康保険・後期高齢者医療保険関係】

加入・脱退・変更の申請や各種療養費の給付申請、保険料の納付・相談など

医療保険室資格給付課 06(4309)3167、R06(4309)3804  
医療保険室保険料課 06(4309)3168、R06(4309)3807

## 【医療助成関係】

子どもや障害者などの医療費助成にかかる医療証の申請および療養費の申請など

医療助成課 06(4309)3166、R06(4309)3805

## 【児童手当などの関係】

児童手当や児童扶養手当などの申請

国民年金課 06(4309)3165、R06(4309)3805

## 【市税関係】

各種証明書発行や納付・相談・申告受付・申請受付・閲覧・届出、原動機付自転車および小型特殊自動車の登録・廃車

税制課 06(4309)3131、R06(4309)3810  
市民税課 06(4309)3135、R06(4309)3809  
固定資産税課 06(4309)3143～3144、R06(4309)3811  
納税課 06(4309)3147～3152、R06(4309)3808

◇ ◇

政策調整室 06(4309)3016、R06(4309)3847

## いっしょに楽しみませんか

## 障害者のための文化・スポーツ教室

10月から3月まで次の教室を開催します。新たに始めてみませんか。

## 【自主訓練】

理学療法士のアドバイスのもと、リハビリに取り組みます。時 月曜日(第5を除く)13時30分～15時30分  
第1・3土曜日9時30分～11時30分 定 各10人 ※見学と医師の意見書が必要。

## 【すこやかヨガ】

時 第1・3火曜日14時30分～16時 定 20人

## 【3B体操】

時 第2火曜日13時30分～14時30分 定 20人 料 1回50円

## 【フィットネス体操】

時 第1・3水曜日18時～19時 定 15人

## 【みんなでフィットネス】

時 第1・3土曜日13時～14時 定 15人

## 【書道】

時 第2・4金曜日10時～11時30分 定 20人 料 100円 持 筆、文鎮、下敷き

## 【手芸】

時 第2・4金曜日13時30分～16時 定 10人 料 1作品2,000円程度 持 ハサミ、巾着

## 【卓球】

時 第2・4水曜日18時～19時30分 定 15人

## 【コーラス】

時 第4木曜日13時30分～14時30分 定 20人

## 【絵手紙】

時 第1・3金曜日14時～15時30分 定 10人 料 200円

## 【色鉛筆】

時 第1・3金曜日18時～19時30分 定 15人

## 【ししゅう】

時 第1・3火曜日10時～12時 定 10人 料 1,000円程度 持 針、ハサミ

## 【レクリエーション・ポッチャ】

時 第1・3土曜日14時30分～16時 定 15人

## 【障害者スポーツ体験】

時 10月5日(日)14時～15時30分 定 30人

◇ ◇

※いずれも抽選。市内在住の障害者 基本事項(9面に掲載)と希望曜日(自主訓練のみ)を9月24日(木)までに電話で(ファクス、直接も可) 所 市総合福祉センター内高井田障害者センター 06(6789)0131、R06(6789)2870

## 定 例 相 談

※いずれも無料。休日と祝日は行いません(子育て相談ダイヤルを除く)。

## 弁護士による法律相談

【本庁市民相談室】1週間前から電話で予約受付。月・水・金曜日13時～16時30分、第2火曜日17時～20時 06(4309)3104、R06(4309)3801

【巡回法律相談・リージョンセンター】1週間前から電話で予約受付。いずれも13時～16時 06(4309)3104、R06(4309)3801(本庁市民相談室) 日下=奇数月の第2火曜日 四条=第2・4木曜日 中鴻池=偶数月の第4火曜日 若江岩田駅前=第1・3木曜日 楠根=偶数月の第2火曜日 布施駅前=第1・3火曜日 近江堂=奇数月の第4火曜日

## 福祉なんでも相談

【市民プラザ】コミュニティソーシャルワーカーが相談に応じます。いずれも13時30分～16時で予約不要 06(4309)3181、R06(4309)3815(福祉企画課) 日下=第3水曜日 四条=第1火曜日 中鴻池=第1金曜日 若江岩田駅前=第1月曜日 楠根=第3木曜日 布施駅前=第1水曜日 近江堂=第1木曜日

## 交通事故相談

【交通対策室】月・火・水・金曜日13時～16時で予約制 06(4309)3223、R06(4309)3836

## 司法書士による相談

【本庁市民相談室】第3木曜日14時～15時30分(当日先着8人) 06(4309)3104、R06(4309)3801

## 行政書士による相談

【本庁市民相談室】相続、遺言の作成など。第1火曜日13時～16時で予約不要 06(4309)3104、R06(4309)3801

## 消費生活相談

【消費生活センター】月～金曜日9時30分～16時(来所相談は予約制) 072(965)0102、R072(962)9385

## 人権法律相談

いずれも13時～16時で予約制 第2火曜日(荒本人権文化センター)=06(6788)7424、R06(6788)2456 第4火曜日(長瀬人権文化センター)=06(6720)1701、R06(6729)9171

## 女性のための相談

【イコラム】予約と電話相談は月曜が祝日の場合は実施し、翌火曜が休館 電話相談=火～日曜10時～17時 072(960)9206、R072(960)9208 面接相談(予約制)=火・木・土曜(5週目を除く)10時～12時・13時～16時(第4火曜は18時～20時も。休館の場合第3火曜) 072(960)9205、R072(960)9208 労働相談(予約制)=第2土曜日13時30分～16時20分 072(960)9205、R072(960)9208 法律相談(予約制)=原則第1水曜日13時～16時 072(960)9205、R072(960)9208

## 男性のための電話相談

第1土曜日13時～17時、第3水曜日13時～17時 072(966)5002

## 教育・子育て相談など

【子育てセンター】月～金曜日、土曜日(月2回。要問合せ)9時～17時30分 予約制 06(6727)0113、R06(6729)8261

【子どもの悩み相談(保護者・市民専用)】月～土曜日9時～21時(土曜は17時まで) 06(6782)7867

【いじめ・悩み110番(子ども専用)】月～土曜日9時～21時(土曜は17時まで) 06(6732)0110

【すこやかテレホン】月～金曜日10時～16時 06(6721)9174、R06(6721)9874 ※メールでの相談も可。くわしくは青少年補導センターホームページをご覧ください。

【子育て相談ダイヤル】24時間365日対応 072(961)0178

【子育て支援センター】来所相談(予約制)=月曜(鴻池、ももっこ)、水曜(あさひっこ)、木曜(長瀬、荒本)9時30分～16時 電話相談=月～土曜日9時～17時30分 06(6748)8251、R06(6743)0577(鴻池)・072(980)8871、R072(985)1055(あさひっこ、月曜日は休館)・06(6728)1800、R06(6728)2413(長瀬)・06(6788)1055、R06(6788)2597(荒本)・06(4306)4151、R06(4306)3080(ももっこ)

## 就職が困難な方の雇用・就労相談

【就労支援センター】職業紹介や幹旋は行いません。いずれも月～金曜日9時～16時 永和=06(6788)4580、R06(6788)4555 意岐部=06(6784)5811、R06(6784)5822 長瀬=06(6727)1920、R06(6727)1925

## 若者の自立・就労相談

【イコラム】若者の就職や自立のための相談。職業紹介や幹旋は行いません。第2金曜日13時～17時 06(6787)2008、R06(6787)2018(東大阪若者サポートステーション)

## 若者の自立支援

【本庁市民相談室】ひきこもりなどの状態にある若者の自立のための相談。第4木曜日14時～17時 06(6727)0535(子ども・若者自立支援センター「くるみ大阪」)

## パート・労働問題の相談

職業紹介や幹旋は行いません。月～金曜日9時～16時(労働雇用政策室)=06(4309)3179、R06(4309)3846 月・水・金・土・日曜日9時～17時 ※土・日曜日は月・水・金曜に要予約(ユトリート東大阪)=06(6721)6000、R06(6721)1212

## 医療相談

【地域健康企画課】医療機関利用のための相談。月～金曜日10時～16時 072(960)3801、R072(960)3806

## 【市立総合病院患者家族相談室】

健康上の不安や悩みなどの相談。8時30分～16時で予約制 06(6781)5101、R06(6781)2271

【救急安心センターおおさか】病気がけがで救急車を呼ぶかどうか迷ったら。24時間365日対応 #7119または06(6582)7119

## よみかき相談

月～金曜日9時～17時30分 06(4309)3279、R06(4309)3835(社会教育課)

# お知らせコーナー

## 催し

### ラグビーを通じて恋活しませんか

■10月11日(土) ☆市民会館前に9時15分集合、17時30分解散 定20歳～40歳で独身の同性の友人2人1組 男女各20人(申込先着順) ⑨発掘ふれあい館-石切参道散策-近鉄花園ラグビー場 ※実費約1,000円が現地で必要(バス代は無料)。⑩2人の基本事項(右下に掲載)を9月15日(金)～30日(火)にファクスまたはEメールで ⑩めっけもん もうけもん まいど! 東大阪(物産観光まちづくりセンター) 072 (981) 0111、FAX072 (940) 6679、Einfo@maido-higa-shiosaka.jp ⑩商業課 06 (4309) 3176、FAX06 (4309) 3846

### 夢広場～ヤングフェスタ

■10月5日(日)13時～16時 定170人(当日先着順) ⑨樟蔭中学校・高校によるダンス、キッズダンス・パレエ、大阪商業大学ギタークラブによる演奏、岡本愛美さんによる歌など ⑩夢広場(布施駅前) 06 (6784) 2014 (R兼用)

### いこう/らむシネマ

がんで倒れた母と娘の関係を中心に、家族のあり方、夫婦の絆、女性の生き方を描いた「母の眠り」を鑑賞します。 ⑩10月2日(木)10時～12時30分・14時～16時30分 ⑩市内在住・在勤・在学(いずれか)の方 ⑩各40人(当日先着順) ※1歳6か月～就学前幼児の保育あり(定員10人で申込先着順。1人300円。9月25日(木)までに要予約)。 ⑩⑩イコラム(男女共同参画センター) 072 (960) 9201、FAX072 (960) 9207

## 相談

### 女性のための法律・労働相談

女性をとりまく法律に関する相談に女性弁護士が、解雇やセクハラ、パワハラなどに関する相談に女性社会保険労務士が応じます。 ⑩⑩法律相談=10月1日(木)・11月5日(木)・14日(金)・19日(木)・12月3日(木)13時～16時/各6人(1人30分) ⑩労働相談=10月11日(土)・11月8日(土)・12月13日(土)13時30分～16時20分/各3人(1人50分。電話相談可) ※いずれも申込先着順。 ⑩⑩市内在住・在勤・在学(いずれか)の女性 ※1歳6か月～就学前幼児の保育あり(1人200円。各実施日の1週間前までに要予約)。 ⑩火曜日～日曜日10時～17時に電話で(法律相談は2週間前から受付、労働相談は随時受付) ※10月14日(木)、11月4日(木)、25日(木)は休館。 ⑩⑩イコラム(男女共同参画センター) 072 (960) 9205、FAX072 (960) 9208

## 体育の日に心地よい汗を 市民スポーツの祭典

10月13日(祝)に、市民スポーツ祭典を開催します。陸上競技大会をはじめ、リズム体操やソフトテニス、体力・運動能力テストなどを各会場に分かれて行います(表参照)。

なお、ケガなどの事故に関しては、応急処置は行いますが以後の責任は負いません。

⑩青少年スポーツ室 06 (4309) 3282、FAX06 (4309) 3835

| 行事名                | 時間         | ところ                     | 備 考                                                              |
|--------------------|------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 陸上競技大会(※)          | 8時30分～17時  | トライスタジアム(花園中央公園多目的球技広場) | 申込みをした方は、競技のエンタリー時間までに会場へ(開会式は8時30分から)。小学生を対象とした陸上教室もあります(申込不要)。 |
| 世代間交流クラウン・ゴルフ大会(※) | 9時～12時     | 吉田春日グラウンド               | 申込みをした方は、運動ができる服で、直接会場へ。                                         |
| リズム体操              | 10時30分～12時 | 東体育館                    | 運動ができる服で、体育館シューズを持って、直接会場へ。                                      |
| ソフトテニス             | 10時～16時    | 三ノ瀬公園庭球場                | 運動ができる服で、ソフトテニスラケット、テニスシューズを持って、直接会場へ(雨天中止)。                     |
| バドミントン             | 13時～16時    | 東大阪アリーナ 大アリーナ           | 運動ができる服で、バドミントンラケット、シャトルコック、体育館シューズを持って、直接会場へ。                   |
| 体力・運動能力テスト         | 13時～15時30分 | 東大阪アリーナ 小アリーナ・武道場       | 運動ができる服で、体育館シューズを持って、直接会場へ(受付は15時まで)。                            |

※事前申込みが必要。くわしくは市政だより9月1日号をご覧ください。

### 男性のための電話相談

仕事や家庭などに関するさまざまな男性の悩みに男性相談員が応じます。 ⑩10月4日(土)・11月1日(土)・12月6日(土)13時～17時、10月15日(木)・11月19日(木)・12月17日(木)19時～21時 ⑩市内在住・在勤・在学(いずれか)の男性 ⑩相談電話 072 (966) 5002 ⑩イコラム(男女共同参画センター) 072 (960) 9205、FAX072 (960) 9208

## 募集

### 高齢者福祉専門分科会傍聴者

⑩10月6日(月)14時から ⑩市役所本庁舎18階大会議室 ⑩5人(抽選) ⑩基本事項(下に掲載)を9月29日(月)(必着)までにハガキで(ファクス、Eメールも可) ※当選者にのみ連絡します。 ⑩⑩〒577-8521市役所高齢介護課 06 (4309) 3185、FAX06 (4309) 3848、Eko-reikaigo@city.higashiosaka.lg.jp

## その他

### 市民バレーボール大会抽選会

大会は10月12日(日)に東体育館で開催します。 ⑩9月26日(金)19時15分から(受付は19時から) ⑩市民会館第4会議室 ⑩市内在住・在勤(いずれか)の男性(高校生以下の方を除く) ⑩1チーム(9人制) 3,000円 ⑩市バレーボール協会「松澤」 072 (963) 6021 ⑩青少年スポーツ室 06 (4309) 3282、FAX06 (4309) 3835

### ●記号の見方

⑩とき ⑩ところ ⑩対象 ⑩定員・定数 ⑩内容 ⑩料金(表示のないものは無料) ⑩持ち物 ⑩申込方法・申込み先など ⑩問合せ先 ⑩Eメールアドレス

### ●申込みの基本事項

⑩行事名または教室名  
⑩住所  
⑩氏名(ふりがなも)  
⑩年齢  
⑩電話・ファクス番号  
以上をそれぞれの申込み先へ

## 市民スポーツの祭典

### 参加者募集

| 教室名               | 時間                       | 対象                  | 定員   |
|-------------------|--------------------------|---------------------|------|
| 機能改善体操            | 10時～10時45分               | 18歳以上の方             | 10人  |
| リズム健康体操           | 10時～10時45分               | 18歳以上の方             | 30人  |
| アクティブヨガ           | 11時15分～12時               | 18歳以上の方             | 10人  |
| 気功                | 11時15分～12時               | 18歳以上の方             | 30人  |
| 女性のためのボクシングトレーニング | 11時15分～12時               | 18歳以上の女性            | 20人  |
| 親子3B体操            | 11時15分～12時               | 4歳以上の子どもと保護者        | 20組  |
| チアダンス             | 10時～10時45分               | 4歳～小学校4年生           | 20人  |
| バスケット             | 10時～10時45分               | 小学校1年生～3年生          | 20人  |
| 四柱推命              | 14時～15時                  | 18歳以上の方             | 20人  |
| ペーパークラフト          | 12時30分～13時30分            | 18歳以上の方             | 20人  |
| こどもフラワーアレンジメント    | 13時～14時<br>14時30分～15時30分 | 4歳以上の方<br>※保護者の同伴可。 | 20人  |
| 水中ウォーキング          | 9時30分～10時30分<br>13時～14時  | 18歳以上の方             | 50人  |
| 泳法タイム測定会          | 10時～17時<br>※1時間ごと計測。     | 25m以上泳げる方           | 各10人 |
| 泳法クリニック           | 11時～12時                  | 18歳以上の方             | 50人  |
| アクアピクス            | 15時～15時45分               | 18歳以上の方             | 50人  |

※ペーパークラフトはハサミとカッターナイフ、スティックのり、材料費500円、こどもフラワーアレンジメントはハサミと材料費500円、水中ウォーキング、泳法タイム測定会、泳法クリニック、アクアピクスはロッカー代100円を持参してください。

体育の日の10月13日(祝)、東大阪アリーナでは、バドミントン教室やプールの開放、スポーツ・カルチャー教室などを行います。1日で行ういろいろなことに挑戦できます。

### 【バドミントン教室】

初心者から中級者向けにレッスンします。 ⑩10時～11時30分 ⑩小学校3年生以上の方 ⑩60人(抽選) ⑩バドミントンラケット ⑩基本事項(右に掲載)とバドミントン歴(年数)、レベル(初心・初級・中級・上級)を9月29日(月)(必着)までに往復ハガキで

### 【プール開放】

⑩9時～18時 ※随時入場、2時間まで利用可。 ⑩おむつが取れている3歳以上の方 ※小学校3年生以下は保護者同伴(大人1人につき、子ども2人まで)。 ⑩200人(当日先着順) ※ロッカー代100円が必要。

### 【スポーツ・カルチャー教室】

時間、対象などは表のとおりです。いずれも申込先着順。 ⑩電話で

⑩⑩⑩〒577-0804中小阪4-7-60 東大阪アリーナ 06 (6726) 1995、FAX 06 (6726) 1994

## 学ぶのつづき

## やまなみプラザの教室&amp;催し

## 【健康講座～若さを保つ秘訣法】

体内年齢、骨密度、血流などをチェックします。素足になれるようにしておいてください。 時10月3日 金13時30分～15時30分 市内在住・在勤・在学（いずれか）の方 定30人（抽選） 金9月26日（必着）まで

## 【やまなみコンサート】

時10月18日（土）14時～16時 定40人（抽選） 内ピアノとチェロの演奏 料200円 申10月10日（金）（消印有効）まで

◇

◇

申基本事項（9面に掲載）を各申込期限までに往復ハガキで

所申 579-8054 南四条町1-7 やまなみプラザ（四条） 072(988)3107 (FAX兼用)

ものづくり教室  
親子で陶芸

時▷Aコース=10月18日（土）・19日（日）10時～12時、11月15日（土）14時～16時 ▷Bコース=10月18日（土）・19日（日）・11月16日（日）14時～16時 ※各計3日間。 全日程参加できる小学生とその保護者 定各10組20人（市内在住・在学を優先して抽選） 料1,000円 申基本事項（9面に掲載）とコース名、子どもの学校名・学年を9月27日（土）（必着）までに往復ハガキまたはEメールで

所申 578-0923 松原南2-7-21 ドリーム21 072(962)0211、FAX072(962)0810、kyositu@dream21.higashiosaka.osaka.jp

## 荒本子育て支援センター

【遊びの広場～輪投げ・ダンシングサウンド】

時9月29日（月）10時～11時30分 対1歳6か月以上の乳幼児 定20組（申込先着順） 申9月17日（水）13時から電話で

## 【パパとベビーマッサージ】

時10月4日（土）13時30分～14時30分 対3か月～11か月の乳児 定20組（申込先着順） 申9月19日（金）13時から電話で

## 【集団生活の話し】

時10月10日（金）13時30分～15時 対来年度入園予定の3歳以上の幼児 ※子どもは別保育。 定15組（申込先着順） 申9月26日（金）13時から電話で

◇

◇

申 荒本子育て支援センター 06(6788)1055、FAX06(6788)2597

## 長瀬子育て支援センター

## 【親子広場】

時10月8日～11月5日の水曜日10時～11時（計5日間） 対2歳児 定15組（初参加者を優先して抽選） 料200円 申9月22日（月）～10月2日（木）9時30分～17時に電話で

市民福祉講座  
認知症を支える

時▷10月4日（土）13時30分～15時30分=千葉大学医学部特任准教授の上野秀樹さんによる講演「認知症とともに暮らす」、東大阪市における認知症高齢者の現状 ▷11日（土）13時30分～16時=シンポジウム「認知症を支える地域づくり」 ※計2日間。 手話通訳あり。 市内在住の方 定80人（申込先着順） 料500円 申基本事項（9面に掲載）と職業を9月26日（金）（必着）までにハガキで（電話、ファクス、直接也可） 所申 577-0054 高井田元町1-2-13 総合福祉センター内ボランティア・市民活動センター 06(6789)5550、FAX06(6789)2924

## 高齢者保健福祉月間

## 学んで、笑って、楽しみませんか！

時9月29日（月）13時30分～15時30分 市内在住の60歳以上の方 定50人（申込先着順） 健康講話と落語、新舞踊クラブによる新舞踊 申9月16日（水）から電話または直接 所申 総合福祉センター内高井田老人センター 06(6789)3751、FAX06(6789)9174

## なるかわオータムキャンプ

生駒山の秋を感じながら、自主性や仲間との協調性をアウトドア生活を通して学びます。 時10月25日（土）10時～26日（日）16時（1泊2日） 対小学校1年生～4年生 定40人（申込先着順） 料1万円 申9月15日（水）9時から電話で

所申 自由の森なるかわ 072(986)1551、FAX072(986)1550

## ダイヤモンド婚・金婚夫婦のつどい

## 対象夫婦は申込みを



市と市社会福祉協議会では、今年ダイヤモンド婚式（結婚60年）または金婚式（結婚50年）を迎える夫婦を祝福する「ダイヤモンド婚・金婚夫婦のつどい」を10月18日（土）に市民会館市民ホールで開催します。 つどいへの参加は、地域の校区福祉委員会に申し込んでください。 申込みいただいた夫婦へは、案内状を送付します。また、当日参加できない場合は、記念品を贈呈し

ます。本人からだけでなく、家族からの申込みも受け付けます。 時▷結婚60年=昭和29年に結婚した夫婦 ▷結婚50年=昭和39年に結婚した夫婦 申▷市社会福祉協議会 06(6789)7201、FAX06(6789)2924 ▷高齢介護課 06(4309)3185、FAX06(4309)3848

## 住宅困窮度評価による

## 市営住宅（空き家）の入居者を募集

応募資格 次の要件をすべて満たす方 ▷市内在住（住民登録）または在勤、内縁者も可 ※単身者でも昭和31年4月1日以前生まれなどの条件を満たせば可。 ▷住宅に困っている（持ち家がある方は原則不可） ▷所得が基準額以内（家族の月収額が公営住宅は15万8,000円、改良住宅は11万4,000円を超えると応募不可） 募集住宅・戸数 ▷北蛇草住宅=公営1戸、改良10戸 ▷荒本住宅=公営2戸、改良5戸 ※家賃は住宅と収入によって異なります（▷北蛇草=1万1,700円～3万300円程度 ▷荒

本=1万1,300円～4万8,000円程度）。敷金は家賃の3か月分。 応募方法 応募用紙（1世帯1通）と必要書類を9月30日（火）（消印有効）までに所定の封筒で郵送 ※応募用紙は9月17日（水）から住宅改良室、市政情報コーナー、行政サービスセンター、人権文化センターで配布。重複および暴力団員の応募不可。現在居住の住宅や世帯の状況を審査し、結果を10月上旬に通知。後日、実態調査と入居審査のうえ入居者を決定します。 申住宅改良室 06(4309)3233、FAX06(4309)3834

親子で楽しむ催しがいっぱい！  
子育て支援センターの催し

※車での来場はご遠慮ください。所記載のない催しは、各子育て支援センターで開催。は子どもについてのみ記載していますが、すべて保護者が同伴してください。申込方法の記載のない催しは申込不要です。

## 【手形 de ポン /】

時10月3日（金）13時30分～15時 対1歳児 定20組（申込先着順） 申9月24日（水）13時から電話で

## 【みんなみんなよっといで /】

持参したお弁当も食べられます。 時9月22日（月）9時30分～16時（自由来館） 対就学前乳幼児

◇

◇

申 長瀬子育て支援センター 06(6728)1800、FAX06(6728)2413

## 鴻池子育て支援センター

## 【木のおもちゃと子育てのコツ】

時10月10日（金）10時～11時30分 所グリーンパル（中鴻池） 対就学前乳幼児 定80組（申込先着順） 申9月29日（月）10時30分～10月3日（金）に電話または直接

## 【お出かけ赤ちゃんタイム】

時10月10日（金）15時15分～16時30分 所府立城東工科高校ガラスの実験棟 対未歩行の0歳児

## 【親子広場】

時10月15日～11月12日の水曜日10時～11時（計5日間） 対平成23年4月1日以前生まれの幼児 定20組（初参加者を優先して抽選） 料200円 対名札、飲み物 申9月22日（月）～25日（木）10時30分～17時に電話または直接

◇

◇

申 鴻池子育て支援センター 06(6748)8251、FAX06(6743)0577

## ももっこ

【まんぼーさんの親子でリトミック】

時10月1日（水）10時30分～11時30分 対しっかり歩ける1歳～2歳6か月の乳幼児 定12組（申込先着順） 申9月16日（水）10時から電話で

## 【小麦粉から粘土を作る /】

時9月30日（水）10時～11時 対1歳6か月以上の乳幼児 定10組（申込先着順） 申9月16日（水）10時から電話で

## 【おもちゃを作って遊ぼう /】

時10月7日（水）10時～11時 対1歳6か月～2歳6か月の乳幼児 定10組（申込先着順） 申9月29日（月）10時から電話で

◇

◇

申 ももっこ（楠根子育て支援センター） 06(4306)4151、FAX06(4306)3080

## あさひっこ

## 【孔舎衛のふれあい&amp;ダンス】

時10月2日（木）10時～11時 所孔舎衛公民分館 対0歳児 定10組（申込先着順） 対抱っこひも 申9月16日（水）10時から電話で

## 【ふれあい&amp;ベビーマッサージ】

時10月8日（木）10時～11時 対3か月～11か月の乳児 定10組（申込先着順） 申9月24日（水）10時から電話で

## 【大人のメニューから離乳食】

時10月10日（金）10時～11時 対8か月までの乳児 定10組（申込先着順） 料100円 申10月1日（水）10時から電話で

◇

◇

申 あさひっこ（旭町子育て支援センター） 072(980)8871、FAX072(985)1055

# お知らせ

## 学ぶ

### 絵手紙教室

水彩絵の具や色鉛筆などで自由に絵を描きます。 時10月4日(土)・11日(土)・25日(土)・11月8日(土)・15日(土)・29日(土)13時30分～15時30分(計6日間) 対全日程受講できる市内在住の方 定20人(抽選) 料1,000円 申基本事項(9面に掲載)を9月25日(火)(必着)までにハガキで(ファクス、直接也可) 所申園千577-0832長瀬町3-4-3 長瀬人権文化センター 06(6720)1701、FAX06(6729)9171

### 創業応援セミナー

創業前後の経営者に課題解決のアドバイスを行います。 時9月18日(木)15時～17時30分 所東大阪商工会議所 対創業予定の方、近年創業した方 定40人(申込先着順) 申申込書を9月16日(火)までにファクスで※申込書は日本政策金融公庫ウェブサイトからダウンロード可。 申日本政策金融公庫東大阪支店 国民生活事業 06(6782)1324、FAX06(6788)2694 申経済総務課 06(4309)3174、FAX06(4309)3846

### 自治総合センター

## コミュニティの健全な発展を

市内の自治連合会に助成金交付

一般財団法人自治総合センターでは、コミュニティの健全な発展を図るため、地域のコミュニティ活動に対し、宝くじの社会貢献広報事業による助成を行っています。このほど、市内の団体が助成を受けましたので紹介します。

#### 【鴻池東校区自治連合会】

今年度、自治総合センターから助成を受けた鴻池東校区自治連合会では、備品を収納する物置を購入しました。これは、校区内にある公民分館分室に保管していた備品類を専用の物置に収納し、公民分館分室を効率よく、より多くの方に使用してもらうことを目的としたものです。

さらに近年愛好者が増えているクラウンドゴルフのセットを購入し、世代間交流大会を開催するなど、これまで以上の交流を図って

### シニア地域活動実践塾「悠友塾」公開講座

東大阪市の未来について考えます。 時10月2日(木)13時30分～15時30分 所イコラーム(男女共同参画センター) 対市内在住の方 定200人(申込先着順) 申9月16日(火)から電話で(ファクス、直接也可) 申園角田総合老人センター 072(962)8011、FAX072(963)2020

### やさしいマネー講座 貯める/増やす/の基本的「き」

支出の無駄を見つけ、お金が貯まる、増える方法を学びます。 時9月28日(日)13時～15時 対市内在住・在勤・在学(いずれか)の方 定60人(申込先着順) 申9月16日(火)～25日(火)9時～17時に電話で 所申園ユトリート東大阪 06(6721)6000、FAX06(6721)1212

### グリーンパルの教室&催し

【初心者】の園芸教室 時10月5日(日)13時30分～15時 定20人(抽選) 申9月23日(火)(必着)まで

#### 【市内街歩き】

時10月22日(木) ☆グリーンパル(中鴻池)に9時30分集合、地下鉄高井田駅前まで15時ごろ解散 ※雨天中止。 定50人(抽選) 申鴻池新田会館・寝屋川流域下水道鴻池水みらいセンター-観音寺-稲田八幡宮(約6km) 申弁当、飲み物、敷物 申10月4日(土)(必着)まで

対市内在住・在勤(いずれか)の方 申基本事項(9面に掲載)を各申込期限までに往復ハガキで 所申園千578-0975中鴻池町2-3-13 グリーンパル 06(6747)1592、FAX06(6744)2748



います。 また、これまで小学校や他の団体からの借用を余儀なくされていたテントや、各種行事の企画会議などを円滑に進めていくために使用するプロジェクターも購入し、地域コミュニティの強化を進めています。

申園千578-0975中鴻池町2-3-13 グリーンパル 06(6747)1592、FAX06(6744)2748 申園千578-0975中鴻池町2-3-13 グリーンパル 06(6747)1592、FAX06(6744)2748

## 日本語を勉強しませんか

Want to study Japanese?

일본어를 공부하지 않겠습니까?

与我们一起来学日语吗?

毎日の生活で日本語に困っている外国籍住民のために日本語教室を開いています。 とき・ところ 対火曜日10時～11時30分=イコラーム(男女共同参画センター) 対火曜日19時～20時45分=東公民館 対水曜日13時30分～15時・19時～21時=市民会館 対木曜日19時～21時=ももの広場(楠根) 対日曜日10時～11時30分=くすのきプラザ(若江岩田駅前)

### 【ボランティアを募集】

日本語を教えるボランティアを募集します。次のとおり講習会を開催します。 時9月28日(日)13時30分～16時 所市民会館第1会議室 料500円

申込みに問い合わせ先 対NPO 法人東大阪日本語教室 06(6725)6300 対文化国際課 06(4309)3155、FAX06(4309)3823

### 骨盤リンパ体操

時9月22日(月)・10月6日(月)・27日(月)・11月10日(月)14時30分～16時(計4日間) 対18歳以上の方 定20人(申込先着順) 料7,200円 申運動ができる服、タオル、飲み物 申9月22日(月)までに参加費を持って直接 所申園東大阪アリーナ 06(6726)1995、FAX06(6726)1994

### 仕事で使えるパソコン講座

時申園千578-0975中鴻池町2-3-13 グリーンパル 06(6747)1592、FAX06(6744)2748 申園千578-0975中鴻池町2-3-13 グリーンパル 06(6747)1592、FAX06(6744)2748

### 市民人権講座～生き生き人生学

気負わず、無理せず、自分らしく生きていくための講座です。 時申園千578-0975中鴻池町2-3-13 グリーンパル 06(6747)1592、FAX06(6744)2748 申園千578-0975中鴻池町2-3-13 グリーンパル 06(6747)1592、FAX06(6744)2748

### 五条老人センターの教室

【新聞紙でバラのコサージュ】 時9月29日(月)13時30分～15時 料300円 申ハサミ、固形のり、鉛筆、定規、目打ちまたは千枚通し 【ピースでVリング】 時10月9日(火)9時30分～12時 料700円 申フェルト(30cm四方)、縫い針、ニッパリまたはハサミ 対市内在住の60歳以上の方 定各15人(申込先着順) 申9月16日(火)から電話または直接 所申園五条老人センター 072(985)3751、FAX072(986)7592

### イコラームの教室

【幸せな家族のかたちって?～法律から考えよう】 家族が多様化する今、切っても切り離せない家族に関する法制度を学びます。 時10月4日(土)10時～12時 対市内在住・在勤・在学(いずれか)の方 申9月27日(土)(必着)まで 【女性応援セミナー～人間関係編】 人間関係をスムーズにするコミュニケーション方法を学びませんか。 時申園千578-0941岩田町4-3-22-600 イコラーム(男女共同参画センター) 072(960)9201、FAX072(960)9207、✉ikoram@nifty.com

申込期限は10月31日(金)

## 平成27年度保育所 入所児童募集

来年度の保育所入所児童を募集しています。平成26年3月以前に申し込んでいる方も再度申込みが必要です。㊦就学前の子どもがおり、保育が必要な事情のある方㊦申込用紙を10月31日(金)までに直接 ※ただし、今年4月2日以降生まれの0歳児については、来年2月17日(木)まで受け付けます。申込用紙は市ウェブサイトからダウンロード可。

### 10月から必要です 支給認定申請書

10月から、保育所入所申込みの際に、支給認定申請書の提出が必要となります。すでに入所申込みをしている方へは別途通知します。

### 福祉事務所 子育てサポーター配置

福祉事務所に子育て支援サービスの情報提供や相談を行う子育てサポーターを配置しています。

㊦東・中・西福祉事務所子育て支援係(東=072-988-6619、FAX 072-988-6671 中=072-960-9274、FAX 072-964-7110 西=06-6784-7982、FAX 06-6784-7677) ▶子ども・子育て新制度準備課 06(4309)3202、FAX 06(4309)3817



8月29日、ももっこ(楠根子育て支援センター)の赤ちゃんタイムと自由来館に、あわせて54組122人の親子が訪れ、楽しいひとときを過ごしました。たくさん絵本やおもちゃなどで親子が交流できる子育て支援センターにぜひ、遊びに来てください

子育て支援センターを設けています。子育て支援センターは、就学前の乳幼児と保護者がいつでも気軽に相談したりできる憩いの場です。年齢にあわせてゆったりと遊ぶことができ、年齢の子どもたちで連続して交流できる「親子広場」、また「離乳食」や「おむつはすれ」「リズムあそび」などの育児講座もあります。子育て支援センターの催しを10回掲載

現在市内に16か所ある「つどいの広場」は、子育て支援センターより小規模ですが、より身近な場所できれいに利用できるように、市が委託している民間の施設です。在宅で子育てしている親子が気軽に集い、遊んだりできる場所です。開設場所など詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

「まんぼーくらぶ」では、自閉症や広汎性発達障害、ダウン症といった障害のある子どもたちが遊んだり、親同士が情報交換をしたりしています。今村優子さん(代表)と田中弘美さん(副代表)が「明るい子育てをしよう」と11年前にこのサークルを立ち上げました。現在、登録数は約170組。毎月第3土曜日10時〜12時にあさひつこ(旭町子育て支援センター)で活動しているほか、相談会や学習イベント

## 上手に制度の活用を

## 笑顔の子育てを応援

子育ての不安や悩みを一人で抱え込んでいませんか。仲間と楽しく交流できる施設や、困ったときにサポートが受けられる制度などを上手に活用して、笑顔で元気に子育てしましょう。

㊦子育て支援課 06(4309)3302、FAX 06(4309)3817

### 子育て支援センターで遊ぼう

市では、旭町・鴻池・長瀬・荒本・楠根(今年1月新設)の5か所にて子育て支援センター

### 気軽に集い 交流しませんか

### つどいの広場



つどいの広場「ほんわかルーム」(長堂1)では8月19日、6組の親子が訪れ、子どもたちが自由に遊んだり、親同士で情報交換したり、にぎやかな時間を過ごしていました

## 子育てサークル

あなたの参加をお待ちしています

### 皆さんの心の拠り所に

発達障害のある子どもを育てる親にとって一番辛いのは、「あなたの育て方が悪いんじゃないの?」と言われるなど、周囲の理解が得られないこと。発達障害は、育て方とは関係ありません。

私もそうでしたが、みんな最初は「なんだろううちの子だ?」と落ち込み、孤独な気分になります。でも、このサークルで仲間と出会い、とても前向きに過ごされている方がたくさんいます。

「まんぼーくらぶ」で生の情報に触れ、友達づくりや前向きに生きるきっかけにもらえたら幸いです。今後も皆さんの心の拠り所となる場を提供し続けたいですね。

笑顔で話す今村さん(左)と田中さん(右)



なんでも開催しています。㊦まんぼーくらぶ/今村 090(9166)6508

✉ manbo@yahoo.co.jp  
✉ wkrabu@yahoo.co.jp

### 子育てを助ける人と 助けてほしい人をつなぐ

## ファミリー・ サポート・センター



ファミリー・サポート・センターは、子育てを援助する「援助会員(現在市内約130人)」と子育てを援助し

### 援助会員の声〜木戸さん

ちょうど1年ほど前に登録しました。子どもたちの笑顔を見ることができたときや親御さんに喜んでいただけたときに、やりがいを感じています。



援助会員として活動するうえで、お子さんの性格や好きなことを大切に、少しでも早く仲良くなれるように、わたし自身が楽しむようにしています。また、親御さんと緊密に連絡を取りあうことで、安心して任せいただけるよう心がけています。

### 依頼会員の声〜小寺さん

今は週2回、7歳の娘の学童保育と習い事、自宅の間の送迎を木戸さんをお願いしています(写真上)。

仕事があるので、会員になる前は平日の習い事を諦めていましたが、教室に通えるようになり、絵画で入選したときやスイミングで昇級したときなど娘の成長が目に見えたときは特に、お願いしてよかったと感じます。

また、子育ての閉塞感から少し解放されること、娘を温かく見守ってくれる人が親以外にもいると娘自身が感じていることなどうれしい点です。木戸さんには、いつも慈愛の目で見守っていただき、娘も木戸さんへ会えるのを毎回とても楽しみにしています。

てほしい依頼会員(同約2800人)を結ぶ有償の子育て支援事業です。

を受講してください。なお、依頼会員になりたい方はお問合せください。会員登録に、登録手数料や年会費などは不要です。㊦10月23日(木)・24日(金)・25日(土) 13時〜17時(計3日間) ※くわしくは10

月1日号の市政だよりに掲載予定。㊦所轄総合福祉センター内ファミリー・サポート・センター 06(6785)2625、FAX 06(6789)5611

## ご利用ください 病児・病後児 保育室

保育所や幼稚園に通う乳幼児から小学校3年生までの子どもが病気などの「回復期」または「回復に至らない場合」で集団保育が困難なときに保育と看護を行います。

### 【病児保育室】

㊦定員 ㊦ふじもとクリニック「こひつじ」(小阪本町1)=8人/06(6730)5828 (FAX兼用) ▶尾崎医院「ウルル」(岩田町4)=6人(定員4人から変更)/072(968)7227、FAX 072(962)2231

### 【病後児保育室】

㊦定員 ㊦荒本子育て支援センター「ミミィ」(荒本2)=6人/06(6789)5295、FAX 06(6789)8661

## 平成26年度保存版

## 高齢者のための制度・サービス一覧表

## 高齢者のための制度を紹介

## 9月が高齢者保健福祉月間です

現在実施している高齢者のための制度やサービスを紹介します。  
充実した生活や健康維持などのために、ぜひ活用してください。

- ★印は所得に応じて費用負担があり、☆印は利用料が必要です。
- 介護保険の居宅介護支援事業者など介護サービス事業所・施設一覧は、市ウェブサイトでご覧になれます。

## 生きがい・社会参加支援

| サービス・事業名           | 内 容                                                                            | 問合せ先                     |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 老人クラブ活動助成事業        | 地域で趣味や教養、社会奉仕など活動の場を自主的につくっている60歳以上の方たちの組織を支援します。                              | ○東・中・西福祉事務所<br>高齢福祉係     |
| 福祉農園運営事業           | 60歳以上の方または障害がある方に、土を通じて親睦と健康増進に役立ててもらうため、1年間農園を貸し付けています（別途水道利用料年間3,000円程度が必要）。 | ○高齢介護室高齢介護課              |
| ふれあい入浴事業☆          | 高齢者（65歳以上の方）または高齢者と未就学児が、毎月15日に市内の公衆浴場を割引料金で利用できます。                            | ○角田総合老人センター              |
| シニア地域活動実践塾（悠友塾）事業☆ | 60歳以上の方が健康でより豊かな生きがいのある生活を送ることができるよう、「楽しく集い・学び・語らい・行動する」ための学習の場を提供します。         | ○高齢介護室高齢介護課              |
| はり・きゅう・マッサージ施術事業☆  | 65歳以上の方は、市内の指定施術所で9月の期間中、はりきゅうとマッサージそれぞれ2回の施術を受けることができます（負担額1回1,000円）。         | ○老人センター                  |
| 敬老祝品贈呈事業           | 今年度中に88歳、100歳を迎え、6月1日から引き続き市内に在住している方に、祝いの品物を届けます（9月）。                         | ○市社会福祉協議会<br>○高齢介護室高齢介護課 |
| 老人センター事業           | 60歳以上の方に、健康増進や教養の向上、趣味を通じた仲間づくりの場を提供します。                                       | ○老人センター                  |
| 老人福祉大会             | 市と市老人クラブ連合会の共催で、毎年9月に開催しています。                                                  | ○市社会福祉協議会<br>○高齢介護室高齢介護課 |
| ダイヤモンド婚・金婚夫婦のつどい   | ダイヤモンド婚（結婚60年）、金婚（結婚50年）を迎えた夫婦を祝福するつどいを開催しています（今年は10月18日（土）を予定）。               |                          |

## 老人センターを利用しませんか

市内に6か所ある老人センターでは、市内在住の60歳以上の皆さんに、より豊かで生きがいのある生活を送っていただくため、さまざまな行事や教室を開催しています。また、高齢者が抱える相談にも応じています。

対象は、市内在住の60歳以上の方です。 開館時間 月曜日～土曜日 9時～17時（祝日、年末年始は休館）

| おもな活動     |                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 教室事業・教養講座 | 趣味の輪を広げることを目的に各種教室を開催しています。                                         |
| 同好会・クラブ活動 | 趣味活動を通じて、心豊かな生活と参加者同士の交流によるふれあいの輪を広げてもらうため、心身の健康維持や生きがいづくりを推進しています。 |
| 各種相談事業    | 日常生活の心配事や健康などの相談に応じています。                                            |

※ほかにもさまざまな活動を行っています。お近くの老人センターで利用登録のうえ、ご利用ください。



| 名 称   | 所 在 地       | 電話番号         | ファクス番号       |
|-------|-------------|--------------|--------------|
| 八戸の里  | 中小阪5-14-27  | 06(6724)6220 | 06(6724)6738 |
| 長 瀬   | 長瀬町2-11-19  | 06(6720)5653 | 06(6724)9869 |
| 荒 本   | 荒本2-5-38    | 06(6788)2214 | 06(6788)3353 |
| 五 条   | 五条町9-45     | 072(985)3751 | 072(986)7592 |
| 高 井 田 | 高井田元町1-2-13 | 06(6789)3751 | 06(6789)9174 |
| 角田総合  | 角田2-3-8     | 072(962)8011 | 072(963)2020 |

※実施している事業は老人センターによって異なります。くわしくは老人センターのウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。

## 自立生活支援事業

| サービス・事業名         | 内 容                                                                                                                               | 問合せ先                                |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 日常生活用具の給付★       | 在宅のひとり暮らしの要介護高齢者などに日常生活用具（電磁調理器、火災警報機、自動消火器）を給付します。なお、火災警報機、自動消火器は所得制限があります。                                                      |                                     |
| 緊急通報装置のレンタル★     | ひとり暮らしの高齢者や昼間・夜間に長時間独居になる高齢者のいる世帯に緊急通報装置をレンタルし、家庭での事故や突然の病気のとき、ペンダントのボタンを押すと受信センターにつながり、適切な対応を行うものです。自宅に固定電話があること、近隣に2人の協力員が必要です。 | ○東・中・西福祉事務所<br>高齢福祉係<br>○地域包括支援センター |
| 福祉電話の貸与☆         | ひとり暮らしの高齢者などで電話がない方に、緊急時に連絡するための電話を貸し出します。所得制限があり、通話料金は利用者負担です。                                                                   |                                     |
| 訪問理美容サービス事業☆     | 要介護3～5と認定され、理美容店に行くことが困難な在宅の高齢者に、理美容師が訪問して理美容サービスを行います。理美容代は利用者負担です。                                                              |                                     |
| 街かどデイハウス運営事業☆    | 介護サービスを利用していない在宅の高齢者に、地域の身近な施設を活用して、趣味や創作、レクリエーション、介護予防など、住民参加による日帰り援助サービスを提供します。くわしくは保存版4面をご覧ください。                               |                                     |
| 車いす貸出事業          | 一時的に車いすを必要とする高齢者などに貸し出します（原則10日以内）。なお、介護保険の福祉用具貸与などの代替ではありません。                                                                    | ○東・中・西福祉事務所<br>高齢福祉係                |
| ひとり暮らし高齢者等訪問相談事業 | 民生委員がひとり暮らし高齢者などの家庭を訪問して、さまざまな相談に応じます。                                                                                            | ○市社会福祉協議会                           |
| ひとり暮らし高齢者実態把握事業  | ひとり暮らし高齢者に、アンケートを実施してその生活状況を把握することで、支援の必要な高齢者を早期発見し、必要な支援につなげます。                                                                  | ○高齢介護室高齢介護課                         |
| 住宅改造助成事業         | 高齢者や重度身体障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、所得および世帯の状況に応じて住宅改造費を助成します。高齢者は高齢介護室給付管理課、重度身体障害者は障害者支援室へお問い合わせください。                               | ○高齢介護室給付管理課<br>○障害者支援室              |

## 各制度・サービスの問合せ先

■東・中・西福祉事務所高齢福祉係  
 ▷東＝072(988)6617、FAX072(988)6620  
 ▷中＝072(960)9275、FAX072(964)7110  
 ▷西＝06(6784)7981、FAX06(6784)7677

■市社会福祉協議会  
 06(6789)7201、FAX06(6789)2924  
 ■高齢介護室高齢介護課  
 06(4309)3185、FAX06(4309)3848

■高齢介護室給付管理課  
 06(4309)3186、FAX06(4309)3814  
 ■障害者支援室  
 06(4309)3183、FAX06(4309)3815

平成26年度保存版

高齢者のための制度を紹介

9月 は 高齢者保健福祉月間です

現在実施している高齢者のための制度やサービスを紹介します。  
充実した生活や健康維持などのために、ぜひ活用してください。

- ★印は所得に応じて費用負担があり、☆印は利用料が必要です。
- 介護保険の居宅介護支援事業者など介護サービス事業所・施設  
一覧は、市ウェブサイトでご覧になれます。

介護保険事業など

| サービス・事業名                     | 内 容                                                                                                                                                               | 問合せ先                                                                                                                                                                |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問介護（ホームヘルプサービス）☆            | ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴や食事など身の回りの世話をします。                                                                                                                                | ○居宅介護支援事業者<br>○介護サービス事業者<br>○地域包括支援センター<br>○指導監査室居宅事業者課<br>○指導監査室施設課<br>○高齢介護室給付管理課<br>※要介護認定で要支援1・2と認定された方は介護予防サービスを、要介護1～5と認定された方は介護サービスを利用します。                   |
| 訪問入浴介護☆                      | 浴槽を積んだ車で家庭を訪問し、入浴を介護します。                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                     |
| 訪問看護☆                        | 看護師などが家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら病状の観察や床ずれの手当てなどをします。                                                                                                                     |                                                                                                                                                                     |
| 訪問リハビリテーション☆                 | 理学療法士などが家庭を訪問し、必要なリハビリテーションをします。                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                     |
| 居宅療養管理指導☆                    | 医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導をします。                                                                                                                               |                                                                                                                                                                     |
| 通所介護（デイサービス）☆                | デイサービスセンターに通所した方に、入浴や食事の提供など日常生活上の支援や機能訓練を行います。                                                                                                                   |                                                                                                                                                                     |
| 通所リハビリテーション（デイケア）☆           | 介護老人保健施設、病院、診療所に通所した方に、心身の機能維持や回復のために必要なリハビリテーションをします。                                                                                                            |                                                                                                                                                                     |
| 短期入所生活介護（ショートステイ）☆           | 介護老人福祉施設などに短期間入所した方に、入浴や食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行います。                                                                                                            |                                                                                                                                                                     |
| 短期入所療養介護（ショートステイ）☆           | 介護老人保健施設などに短期間入所した方に、看護や医学的管理のもと、介護や機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援をします。                                                                                                   |                                                                                                                                                                     |
| 特定施設入居者生活介護☆                 | 介護付有料老人ホームなどに入居している方に、介護や日常生活上の支援をします。                                                                                                                            |                                                                                                                                                                     |
| 福祉用具の貸与☆                     | 車いすや特殊寝台などを貸与します。ただし、要介護度によって対象とならない用具もあります。                                                                                                                      | ○居宅介護支援事業者<br>○介護サービス事業者<br>○地域包括支援センター<br>○高齢介護室給付管理課<br>○指導監査室施設課<br>※要介護認定で要支援1・2と認定された方は介護予防サービスを、要介護1～5と認定された方は介護サービスを利用します。なお、原則として本市の介護保険被保険者のみがサービスを利用できます。 |
| 福祉用具購入費の支給☆                  | 入浴用いすや腰掛便座などの特定福祉用具を購入した場合、1年度につき10万円を上限に購入費の9割相当額を支給します。                                                                                                         |                                                                                                                                                                     |
| 住宅改修費の支給☆                    | 手すりの取付けや段差の解消など、小規模な工事をした場合、20万円を上限に費用の9割相当額を支給します。事前に協議が必要です。                                                                                                    |                                                                                                                                                                     |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護☆            | 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問および随時対応をします。なお、要支援1・2の方は利用できません。                                                                                    |                                                                                                                                                                     |
| 夜間対応型訪問介護☆                   | 夜間の定期的な巡回と随時の通報に対応した訪問介護です。なお、要支援1・2の方は利用できません。                                                                                                                   |                                                                                                                                                                     |
| 認知症対応型通所介護☆                  | 認知症の高齢者に、自宅からの送迎や入浴、排せつ、食事などの介護や簡単な機能訓練を提供します。                                                                                                                    |                                                                                                                                                                     |
| 小規模多機能型居宅介護☆                 | 通所サービスを中心に、スタッフが訪問するサービスや利用者が事業所に宿泊するサービスを、利用者の選択に応じて組み合わせるなど、多機能なサービスを提供します。                                                                                     |                                                                                                                                                                     |
| 認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）☆ | 認知症の高齢者に、居室や居間、食堂などを備えた5人～9人のユニットで共同生活ができる場を提供し、日常生活の介助をします。なお、要支援1の方は利用できません。                                                                                    |                                                                                                                                                                     |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護☆        | 定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事や入浴、機能訓練などのサービスを提供します。なお、要支援1・2の方は利用できません。                                                                                                |                                                                                                                                                                     |
| 食の自立支援（配食）サービス☆              | 食事の調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯などで、次のいずれかに該当する方に栄養バランスのとれた食事（昼食）を1食450円で自宅まで届けます（週4回以内）。<br>▷要支援・要介護と認定された方<br>▷地域支援事業に基づく二次予防事業対象者と決定され、予防プランに配食サービスを組み込まれた方 | ○東・中・西福祉事務所<br>高齢福祉係<br>○地域包括支援センター                                                                                                                                 |
| 在宅老人介護者のつとめ☆                 | 家庭で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方に、介護サービスの情報や交流の場を提供します。                                                                                                                    | ○市社会福祉協議会                                                                                                                                                           |
| 家族介護慰労金支給事業                  | 要介護4・5と認定され、在宅で1年以上（入院日数が90日以上）介護保険の給付を受けていない市民税非課税世帯の高齢者を介護している家族（本市に居住し、市民税非課税世帯の方に限る）に、年額10万円の慰労金を支給します。なお、介護保険料を滞納し、給付制限を受けている方は除きます。                         | ○東・中・西福祉事務所<br>高齢福祉係                                                                                                                                                |
| 家族介護教室事業                     | 要介護高齢者を介護している家族などに、介護に関する知識や情報を提供する教室を開催し、地域で自立した生活ができるよう支援します。                                                                                                   | ○地域包括支援センター                                                                                                                                                         |
| 介護用品支給事業                     | 要介護4・5と認定され、介護保険の利用者負担が第1・2段階の高齢者（生活保護世帯などを除く）を在宅で介護している家族（市民税非課税世帯に限る）に、紙おむつを現物支給します（1か月4,000円以内）。なお、介護保険料を滞納している方、障害者総合支援法による紙おむつの支給を受けている方は除きます。               | ○東・中・西福祉事務所<br>高齢福祉係                                                                                                                                                |
| 二次予防事業                       | 身体状況が今後要支援・要介護状態になる可能性が高く、介護予防上の支援が必要な二次予防事業対象者を把握・決定します。また、要支援・要介護状態にならないよう介護予防プログラムを提供します。                                                                      | ○地域包括支援センター<br>○高齢介護室高齢介護課<br>○健康づくり課                                                                                                                               |
| 一次予防事業                       | 広く65歳以上の高齢者に、介護予防に関する知識や運動方法などの啓発を行うとともに、保健センターや地域包括支援センターで介護予防教室などを開催しています。                                                                                      | ○東・中・西保健センター<br>○地域包括支援センター<br>○高齢介護室高齢介護課                                                                                                                          |
| その他<br>健康増進事業                | 保健センターでは健康増進、生活習慣病の予防のための健康教室やがん検診、骨密度測定などを行っています。また、市内の歯科医療機関に委託して、40歳から80歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に歯科健診を行っています。                                                          | ○東・中・西保健センター<br>○健康づくり課                                                                                                                                             |

各制度・サービスの問合せ先

- 東・中・西福祉事務所高齢福祉係  
▷東＝072(988)6617、FAX072(988)6620  
▷中＝072(960)9275、FAX072(964)7110  
▷西＝06(6784)7981、FAX06(6784)7677

- 東・中・西保健センター  
▷東＝072(982)2603、FAX072(986)2135  
▷中＝072(965)6411、FAX072(966)6527  
▷西＝06(6788)0085、FAX06(6788)2916

- 市社会福祉協議会  
06(6789)7201、FAX06(6789)2924  
▶日常生活自立支援センター  
06(6726)2515、FAX06(6726)2464

- 高齢介護室給付管理課  
06(4309)3186、FAX06(4309)3814  
■高齢介護室高齢介護課  
06(4309)3185、FAX06(4309)3848

- 健康づくり課 072(960)3802、FAX072(960)3809  
■指導監査室居宅事業者課  
▷(指導)＝06(4309)3317、FAX06(4309)3813  
▷(指定)＝06(4309)3318、FAX06(4309)3813

- 指導監査室施設課  
06(4309)3315、FAX06(4309)3813  
■住宅政策課  
06(4309)3231～2、FAX06(4309)3834

- 東大阪税務署 06(6724)0001<自動音声案内>  
■国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>  
■大阪家庭裁判所後見係 06(6943)5872

高齢者のための制度・サービス一覧表

| サービス・事業名                         | 内 容                                                                                                                                                                                    | 問合せ先                                                       |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 地域包括支援センター                       | 介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から高齢者やその家族を支援する総合相談窓口です。くわしくは保存版4面をご覧ください。                                                                                                                          | ○地域包括支援センター                                                |
| 認知症高齢者地域支援事業                     | 認知症への理解を深めてもらうために、認知症サポーター養成講座などをとおして市民への啓発や認知症高齢者が安心した生活ができる地域づくりを進めています。                                                                                                             | ○地域包括支援センター<br>○市社会福祉協議会<br>○高齢介護室高齢介護課                    |
| SOSオレンジネットワーク（認知症高齢者見守りネットワーク）事業 | 認知症の高齢者が徘徊などで行方不明になった際に、市内の公共機関や企業などが協力して、早期に発見できるようサポートするシステムです。事前登録が必要です。                                                                                                            | ○角田総合老人センター                                                |
| 日常生活自立支援事業★                      | 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力に不安があり、福祉サービスの利用契約を結ぶことが困難な方が適切なサービスを利用できるよう援助や代行、支援などを行います。                                                                                                       | ○市社会福祉協議会内日常生活自立支援センター                                     |
| 成年後見制度                           | 裁判所が、認知症などにより判断能力が不十分と認定した方のために、成年後見人などを選任し、財産管理や身上面の監護を行います。配偶者や4親等内の親族が家庭裁判所に申し立てることができますが、いない場合は市長が申し立てることができます。なお、利用手続きを行う親族などがある場合の成年後見制度利用相談など高齢者の権利擁護のための相談は、地域包括支援センターで応じています。 | ○大阪家庭裁判所後見係<br>○地域包括支援センター<br>▷市長申立てに関する相談＝東・中・西福祉事務所高齢福祉係 |
| 高齢者虐待防止のための支援                    | 虐待を受けている恐れのある高齢者に気づいたときや、自分自身が虐待を受けている方はご相談ください。市と関係機関が協力して問題解決のために支援します。                                                                                                              | ○地域包括支援センター<br>○東・中・西保健センター<br>○東・中・西福祉事務所高齢福祉係            |
| 高齢者虐待相談ダイヤル                      | 夜間・休日（開庁時）の窓口として高齢者虐待相談ダイヤルを設置しています（平日17時30分～翌日9時、土・日曜日・祝日9時～翌日9時）。                                                                                                                    | ○相談ダイヤル<br>070(1239)3778                                   |
| 事業所ふくしネットワーク                     | 配達や宅配の事業所などと連携し、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者に何か異変があったときに、安否確認や緊急対応をする仕組みです。                                                                                                                         | ○角田総合老人センター                                                |

施設への入所

| サービス・事業名                 | 内 容                                                                               | 問合せ先                                    |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所☆ | 入浴や食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練、健康管理、療養上の世話が受けられます。                                   | ○施設<br>○居宅介護支援事業者<br>※対象は要介護1～5と認定された方。 |
| 介護老人保健施設（老人保健施設）への入所☆    | 看護・医学的管理のもと、介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の支援が受けられます。                                     | ○東・中・西福祉事務所<br>高齢福祉係                    |
| 介護療養型医療施設への入所☆           | 療養上の管理、看護・医学的管理のもと、介護、機能訓練、その他必要な医療などが受けられます。                                     |                                         |
| 介護保険制度外<br>養護老人ホーム★      | 環境や経済上の理由により居宅での生活が困難な65歳以上の方が入所できます。                                             |                                         |
| ケアハウス★                   | 独立して暮らすには不安がある60歳以上の方が入所できます。夫婦・単身者用の個室があり、入所者は食事や入浴、生活相談、介護保険のサービスが受けられます。       | ○施設                                     |
| 軽費老人ホームA型★               | 家庭環境などの理由により居宅での生活が困難な低所得の60歳以上の方が入所できます。食事や入浴、生活相談、緊急時対応など日常生活上の基本的なサービスが受けられます。 |                                         |

住宅

| サービス・事業名       | 内 容                                                                                       | 問合せ先   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| シルバーハウジング★     | 高齢者が自立し、安全で快適な生活ができるよう配慮した公営住宅で、生活指導や相談、緊急時対応を行う生活援助員を配置しています。入居者の募集は市政だよりでお知らせします。       | ○住宅政策課 |
| 高齢者向け優良賃貸住宅★   | バリアフリー化した民間賃貸住宅で、所得により一部家賃補助があります。家賃は民間住宅並みですが、緊急時対応システムを導入している住宅もあります。                   |        |
| サービス付き高齢者向け住宅☆ | バリアフリー構造などがあり、安否確認や生活相談サービスの提供により、高齢者が安心して居住できる民間賃貸住宅です。生活支援・介護・医療サービスの提供などが受けられる住宅もあります。 |        |
| 有料老人ホーム☆       | 施設の運営事業者が高齢者に、食事、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する施設です。                                           | ○施設    |

所得税控除の制度

| サービス・事業名        | 内 容                                                                                                                                                                | 問合せ先                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 障害者控除           | 寝たきり高齢者本人および扶養親族に寝たきりの高齢者がいる方は、障害者控除が認められる場合があります。寝たきり高齢者とは、その年の12月31日の現況で、引き続き6か月以上にわたり身体障害により常に寝たきりの状態で、介護を受けなければ自ら排便ができない程度の状態であると認められる高齢者をいいます。                | ○東大阪税務署<br>○国税庁ホームページ |
| 医療費控除           | ●6か月以上寝たきりの方のおむつ代が対象です。その方を治療している医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。<br>●介護保険制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額が対象です。指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のサービスの対価（介護費や食費、居住費）は、支払額の2分の1相当が対象となります。      |                       |
| 住宅特定改修特別控除      | 一定の要件に当てはまるバリアフリー改修工事をした場合、所得税から税額控除を受けることができます。                                                                                                                   |                       |
| 年金所得者の申告手続きの簡素化 | その年中の公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつその年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。※ただし、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告書は提出できます。また、所得税の申告書の提出が不要であっても、住民税の申告が必要な場合があります。 |                       |
| 障害者控除対象者認定書交付   | 障害者手帳を持っていない65歳以上の方も、障害者に準ずる状態または寝たきりの状態の場合、介護保険主治医意見書や医師の診断、職員の調査などに基づき、障害者控除対象者認定書を交付します。                                                                        |                       |

|                                                                                                                           |                                                                                                                       |                                                                                            |                                                                                            |                                                                                                                                  |                                                                                       |                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■東・中・西福祉事務所高齢福祉係<br>▷東＝072(988)6617、FAX072(988)6620<br>▷中＝072(960)9275、FAX072(964)7110<br>▷西＝06(6784)7981、FAX06(6784)7677 | ■東・中・西保健センター<br>▷東＝072(982)2603、FAX072(986)2135<br>▷中＝072(965)6411、FAX072(966)6527<br>▷西＝06(6788)0085、FAX06(6788)2916 | ■市社会福祉協議会<br>06(6789)7201、FAX06(6789)2924<br>▶日常生活自立支援センター<br>06(6726)2515、FAX06(6726)2464 | ■高齢介護室給付管理課<br>06(4309)3186、FAX06(4309)3814<br>■高齢介護室高齢介護課<br>06(4309)3185、FAX06(4309)3848 | ■健康づくり課 072(960)3802、FAX072(960)3809<br>■指導監査室居宅事業者課<br>▷(指導)＝06(4309)3317、FAX06(4309)3813<br>▷(指定)＝06(4309)3318、FAX06(4309)3813 | ■指導監査室施設課<br>06(4309)3315、FAX06(4309)3813<br>■住宅政策課<br>06(4309)3231～2、FAX06(4309)3834 | ■東大阪税務署 06(6724)0001<自動音声案内><br>■国税庁ホームページ <a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a><br>■大阪家庭裁判所後見係 06(6943)5872 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



高井田老人センター(上)と五条老人センター(左)では、介護予防ボランティアグループ「サボテン」「クローバー」が中心となって、「楽らくトライ体操」に取り組んでいます。サボテンの代表者の寺居さださんは「歌いながら楽しく覚えられます。家から出て、みんなと笑いあって健康寿命を延ばしましょう」と話していました。

市では、身近な介護予防の

いつまでも  
健康な生活を！



健康を保つには、適度な運動が大切です。市では、身近な場所でできる介護予防体操として、市独自の「楽しくトライ体操」を作成しました。みんなで楽しく健康寿命を延ばしましょう。

適度な運動で  
健康寿命を延ばそう

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。日本人の健康寿命は、平均寿命より約10年短くなっています。

要支援 要介護状態  
 になってしまつた原因  
 の一つには、運動器  
 (筋肉、骨、関節、神経など)  
 の障害があります。運動器は  
 適度な運動で継続的に刺激を  
 与え、適切な栄養を摂取する  
 ことで、強く丈夫に維持する  
 ことができます。

介護予防推進 /

楽しくトライ体操

「あらゆるトライ体操」は、皆さんの知っている童謡や懐かしい音楽などに合わせて椅子に座りながらストレッチや筋力アップなどを行うものです。「あらゆるトライ体操」を体験したい方は、高井田老人センターまたは五条老人センターへお問合せください。

また、地域の中で「あらゆるトライ体操」をしていきたいグループには、地域包括支援センターの職員が体操教室に出向きますので、担当の地域包括支援センターにご相談ください（下表左参照）。

◊

◊

▽高齢介護室 高齢介護課

$$\begin{pmatrix} 4 \\ 3 \\ 0 \\ 9 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} 3 \\ 1 \\ 8 \\ 5 \end{pmatrix},$$

FAX 06 (4309) 3848

▽高井田老人センター 06

6789)3751、  
FAX 06

(6  
7  
8  
9)  
9  
1  
7  
4  
▽  
五

072(9)

FAX (375) 072-9851

(6) 7592



街かどデイハウスのスタッフも「楽しくトライ体操」の講習を受けました

地域包括支援センターにご相談ください

地域包括支援センターでは、介護保険を利用する方や介護保険利用対象外の方で支援を必要とする高齢者およびその家族の相談に応じています。また、必要に応じて職員が家庭への訪問もしますので、気軽にご利用ください。

なお、地域包括支援センターでは要支援の方の介護予防ケアプランの作成も行っています。お住まいにより担当の地域包括支援センターが決まっていますので、くわしくは市ウェブサイトをご覧ください。高齢介護室・高齢介護課へお問合せください。

| 名 称 |             | 所在地                      | 電話番号         | ファクス番号       |
|-----|-------------|--------------------------|--------------|--------------|
|     | ビオスの丘       | 善根寺町1-5-31               | 072(986)0211 | 072(986)9003 |
|     | 布市福寿苑       | 布市町2-12-2                | 072(983)2255 | 072(983)2277 |
|     | 千寿園         | 南荘町13-38                 | 072(983)7725 | 072(983)770  |
|     | 福寿苑         | 出雲井本町3-25                | 072(985)7772 | 072(985)1722 |
|     | 四条          | 瓢箪山町6-17-101             | 072(940)7568 | 072(940)7578 |
|     | なるかわ苑       | 上六万寺町13-40               | 072(986)3680 | 072(988)0134 |
|     | みのわの里       | 古箕輪1-3-28                | 072(964)0308 | 072(964)3060 |
|     | 春光園         | 横枕8-34                   | 072(960)8666 | 072(961)2050 |
|     | アーバンケア島之内   | 吉田本町1-10-13              | 072(960)6072 | 072(960)6080 |
|     | 向日葵         | 玉串町東1-10-20              | 072(966)7756 | 072(966)5015 |
|     | アンパス東大阪     | 若江南町3-7-7                | 06(4307)0165 | 06(4307)0444 |
|     | アーバンケア稲田    | 稲田新町1-10-1               | 06(6748)8009 | 06(6748)8010 |
|     | サンホーム       | 御厨南3-1-18                | 06(7670)3700 | 06(6787)3885 |
|     | レーベンスポルト    | 高井田元町1-19-24             | 06(6782)1313 | 06(6782)1314 |
|     | ヴェルディハ戸ノ里   | 下小阪4-7-36                | 06(6727)0213 | 06(6727)0730 |
|     | たちばなの里      | 岸田堂北町6-1                 | 06(6224)5111 | 06(6724)8232 |
|     | イースタンビラ     | 俊徳町5-11-6                | 06(6728)3099 | 06(6728)3092 |
| 基幹型 | 市社会福祉協議会 角田 | 角田2-3-8<br>(角田総合老人センター内) | 072(963)6663 | 072(963)2020 |
|     | 市社会福祉協議会 荒川 | 荒川3-4-23                 | 06(6726)2533 | 06(6726)2544 |

街かどデイハウスを利用しませんか

地域の身近な施設を活用して、住民参加による日帰り援助サービスを提供する「街かどデイハウス」は、現在市内で16か所あり、さまざまな活動をしています。対象は、介護保険制度を利用していない市内在住の65歳以上の方です。ぜひ、ご利用ください。

**活動内容** 趣味活動(手芸、折り紙、習字、ちぎり絵)、ゲームやパズル、介護予防活動(運動機能向上、認知症予防、口腔ケア)、レクリエーション活動など

※利用料・食事が必要。くわしくはお近くの街かどデイハウス、東・中・西福祉事務所高齢福祉係へお問合せください。所在地については、市ウェブサイト内「e～まちマップ」にも掲載しています。

| 名 称             | 所在地                       | 電話番号           | ファクス番号         |
|-----------------|---------------------------|----------------|----------------|
| いきいきライフ夢        | 若江北町1-36-30               | 06 (6725) 7238 |                |
| 陽だまり            | 長堂1-18-1                  | 06 (6783) 7738 |                |
| みんなでたのしも会 (めざめ) | 西石切町3-2-6 石切第一ハイツ101・102号 | 072 (980) 7040 | 072 (980) 7040 |
| 高麗いきいきクラブ       | 長栄寺4-12                   | 06 (6782) 6401 | 06 (6782) 6430 |
| こひゃん            | 南荘町12-10                  | 072 (981) 2183 | 072 (981) 3122 |
| すずめの学校          | 荒本1-8-14-105              | 06 (6783) 5963 | 06 (6783) 5963 |
| 憩いの森            | 寿町1-1-35                  | 06 (6720) 0365 |                |
| 街かどデイハウスほんわか    | 永和2-24-29                 | 06 (6727) 6002 | 06 (6727) 6002 |
| じゃがいもくらぶ        | 稲田上町1-7-10                | 06 (4309) 0878 | 06 (4309) 0878 |
| 南四条             | 南四条町12-11                 | 072 (986) 0693 | 072 (986) 0693 |
| 和氣愛々            | 長瀬町2-8-15店舗105            | 06 (6723) 8889 | 06 (6723) 8889 |
| とも              | 日下町3-4-43                 | 072 (986) 0002 | 072 (986) 0002 |
| お連者くらぶ          | 吉田1-3-22                  | 072 (963) 2282 | 072 (963) 2282 |
| 生き生きネット和の会      | 友井3-6-11                  | 06 (6730) 5630 | 06 (6730) 5630 |
| ふるさと            | 花園本町1-11-32               | 072 (983) 5562 | 072 (983) 5562 |
| 悠               | 岩田町5-21-15                | 072 (951) 7508 | 072 (951) 7508 |

(平成26年4月1日現在)